

令和6年度 佐渡市児童クラブ入会募集要項

佐渡市では、保護者の仕事や病気などの理由により、放課後の家庭において保育を受けられない小学生を対象に、適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を支援します。放課後児童クラブは、児童支援員が、児童の健康・安全・情緒面に留意しながら、遊びを主とする児童の自主的な活動を支援します。

1. 申請期日 令和5年12月18日（月）から

令和6年1月31日（水）まで

※申請期日以降の受付は、いかなる理由でも一切出来ません。
募集期間を過ぎてからの提出はすべて待機リストへの登録となり、
1次審査終了後定員に空きのあるクラブのみ個別でご連絡します。

2. 対象児童（以下①～③の全てにあてはまる児童）

- ①佐渡市内の小学校に在学する児童。
- ②保護者及び親族（18歳未満を除く。以下「保護者等」という。）が次のいずれかの事由に該当することで、放課後や長期休業中の家庭において保育を受けられないことが常態であると認められる児童。
 - ・保護者等が就労のため、家庭にいないこと。
 - ・保護者等が病気、障害がある又は家庭内における病人の看護をしていること。また、災害等で家庭での保育ができない場合。
 - ・保護者等が大学、専門学校等へ通学または技能訓練中であること。
 - ・その他児童を保育できない特別の事由があること。（※）※産休・育休・就職活動中は、申請は可能ですが、クラブの利用は勤務開始日からとなります。（お産入院中は、事由により利用できる場合がありますのでご相談ください。）
- ③佐渡市の学童保育利用料を滞納していない世帯の児童。
（現年度以前の利用料に滞納がある場合は、新年度の入会を許可しません。）
 - ・定員を超える申請があった場合、児童の健全な発達や生活面の自立を促すことを考慮し、下学年の利用を優先させていただく場合があります。（特別な事情がある場合はご相談ください。）
 - ・学区外就学で教育委員会から認可基準第5号の許可を受けた場合は、児童クラブの平日の利用はできません。（5号とは「下校後の面倒をみる人がいない場合、祖父母等の住んでいる学区の学校へ通うことができる」という要件であり、児童クラブの利用要件とは相反する理由のため）

周りに協力者がいない等、どうしても児童クラブが必要な方が入会できるためにも、近隣の親族等に養育をお願いできる方につきましては、ご配慮いただきますようお願いいたします。

3. 申請方法

(申請用 QR コード)



- ① 佐渡市電子申請システム (e-TUMO)
利用方法については、左の QR コード (利用方法) からご確認ください。

(利用方法)



- ② 佐渡市 社会福祉部 子ども若者課、各支所、行政サービスセンターへ申請書類を持参
※小学校では受付しませんのでご注意ください

4. 児童クラブ一覧表

【公立】

名 称	場 所	定員(概ね)
両津児童クラブ	両津湊 200 番地 1 両津小学校内	40 人
加茂児童クラブ	梅津 2341 番地 1 加茂小学校内	40 人
両津吉井児童クラブ	秋津 1255 番地 両津吉井小学校内	20 人
相川児童クラブ	相川下戸村 1 番地 1 相川小学校敷地内	30 人
七浦児童クラブ	稲鯨 1312 番地 七浦小学校内	20 人
高千児童クラブ(再開)	高千 1011 番地 1 たかち保育園内	10 人
金井児童クラブ (2棟)	千種丙 178 番地 1 金井小学校内 千種丙 202 番地 8 金井小学校隣接地内	40 人 40 人
佐和田児童クラブ	河原田本町 394 番地 佐渡中央会館内	80 人
新穂児童クラブ	新穂大野 907 番地 2 旧大野保育園内	40 人
真野児童クラブ	吉岡 1695 番地 真野小学校内	40 人
小木児童クラブ	小木町 950 番地 小木 B & G 海洋センター内	30 人
羽茂児童クラブ	羽茂本郷 550 番地 佐渡市役所羽茂支所 3 階	40 人
赤泊児童クラブ	赤泊 289 番地 赤泊小学校内	20 人

- ・長期休み・土曜日・学校代休日に関しては、学区にかかわらずどの児童クラブもご利用いただけます。ただし、送迎は保護者の責任でお願いします。
なお、定員の都合上、ご希望の児童クラブを利用できない場合がありますのでご了承ください。
- ・金井児童クラブは2棟ありますが、書類審査後に振り分けをし、入会許可書にてどちらのクラブになるかをお知らせします。(原則学年で分けます。調整により、兄弟姉妹が別々になる場合があります。)

※以下の学校については、それぞれ送迎バスを運行しています。(平日のみ)

- ・河崎小学校 (両津児童クラブ行)
- ・二宮小学校 (佐和田児童クラブ行)
- ・八幡小学校 (佐和田児童クラブ行)
- ・新穂小学校 (新穂児童クラブ行)
- ・行谷小学校 (新穂児童クラブ行)
- ・松ヶ崎小学校 (赤泊児童クラブ行)
- ・高千小学校 (高千児童クラブ行)

5. 申請書類

①入会申請書 (※窓口で申請する方のみ)

②入会理由により下表の書類

入会理由	添付書類等	
	保護者	保護者以外 (18歳未満除く)
就労	就労証明書 (保護者各1枚ずつ)	就労状況等申出書 (1人1枚ずつ)
病気・災害	病気 (看護等)・災害申請書 医師の診断書	提出書類なし。 入会申請書の「家族の状況」 欄に理由を記入してください。
産休・育休	就労証明書 (特記事項欄に休暇 期間を記載)	
就職活動中	就職活動報告書	
就学または技能 訓練中	在学証明書、時間割のわかる もの	

※記入例を参考にご記入ください。

※兄弟姉妹を同時に申請する場合、添付書類は一枚で結構です。

6. 開設日と開設時間

開設日	開設時間
平日 ※祝日除く (月曜日から金曜日)	授業終了後から午後7時まで
午後の授業がない日 (始業式などの式典日を含む)	授業終了後から午後7時まで
土曜日 (イベント時除く) 土曜勤務がある場合にのみ 利用できます。	予約以外は、午前7時30分から午前9時までにク ラブに来ていただければ利用可。9時までに利用者 がない場合は閉所になります。
長期休み (春、夏、冬休み)	午前7時30分から午後7時まで

7. 閉所日

- ・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- ・お盆期間中（8月13日～8月16日）
- ・天災、悪天候、感染症等により学校が臨時休校になった場合

8. 利用料（令和6年度）利用日数に応じて算定されます。

1ヶ月の利用日数	利用料（月額）
1日～9日まで	1,000円
10日～19日まで	2,000円
20日以上	3,000円
減免の対象となる場合	生活保護世帯、ひとり親世帯等

- ・8月は1,000円加算されます。利用料は改定される場合があります。
- ・生活保護世帯、ひとり親世帯等の場合は減免規定があります。

（継続利用の場合も毎年度減免申請が必要です）

- ・同一世帯で同月に利用した場合は、2人目半額、3人目は無料とします。

※利用料支払の滞納が発生した場合

利用料を2か月滞納された場合は、3か月目に利用料未納通知を送付します。
3か月分をすべて支払期日までにお支払いいただけない場合はクラブ退会となります。

9. 登録・保険料

登録・保険料	1,000円（年額）負担	※左記の減免 生活保護世帯のみ
--------	--------------	--------------------

- ・登録・保険料については、利用の有無や開始月にかかわらず、年度当初（登録時）に上記料金を負担していただきます。
- ・年度途中に利用の取り止めや退会をされても返金はしません。

10. 登録・保険料及び利用料の納付方法

- ・口座振替での納付となります。事前に金融機関での手続きが必要となります。口座振替依頼書は市役所・金融機関の窓口にありますのでお申し出ください。
（継続利用の場合で、前年度に口座振替となっている場合は手続き不要です）

お問い合わせ：佐渡市 社会福祉部

子ども若者課 子育て支援係（☎ 0259-63-3126）